

富岡町議会全員協議会日程

日 時：令和6年6月14日

時 間：午前10時00分

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午前10時00分

出席議員（10名）

議長	堀本典明君	1番	安藤正純君
2番	辺見珠美君	3番	平山勉君
4番	佐藤啓憲君	5番	渡辺正道君
6番	高野匠美君	7番	宇佐神幸一君
8番	高橋実君	9番	渡辺三男君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	山本育男君
副町長	宮川大志君
副町長	竹原信也君
教育長	岩崎秀一君
総務課長	志賀智秀君
企画課長	杉本良君
税務課長	大館衆司君
生活環境課長	猪狩力君
税務課課長補佐	福島好邦君

職務のための出席者

議事務局長	遠藤博生
議事務局兼幹係長	杉本亜季
議事務係主任	高橋優斗

説明のため出席した者

＜内閣府＞

内閣府原子力災害現地対策本部副本長	師 田 晃 彦 君
内閣府原子力災害現地対策本部総括班長	樋 本 諭 君
内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官	今 泉 亮 君
内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官佐補	渡 邁 諒 君

＜復興庁＞

復興庁移住・再生環境加速度班官	金 谷 雅 也 君
-----------------	-----------

＜環境省 福島地方環境事務所＞

環境省福島地方環境事務所所長	関 谷 育 史 君
環境省福島地方環境事務所次長	成 田 浩 司 君
環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部調整官	西 川 純 子 君
環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長	中 村 祥 君
環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課専門官	丸 之 内 美 恵 子 君
環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課廃棄物処理施設運営管理室室長	小 福 田 大 輔 君

環境省福島地方 環境事務所環境 再生・廃棄物 対策部仮置場 対策課課長	野 口 淳一郎 君
環境省福島地方 環境事務所環境 再生・廃棄物 対策部仮置場 対策課専門官	太 田 熱 君
環境省福島地方 環境事務所中間 貯蔵部輸送課 企画官	三 浦 真 一 君
環境省福島地方 環境事務所中間 貯蔵部輸送課 専門官	矢 吹 清 美 君
環境省福島地方 環境事務所 県中・県南支所 富岡分室支所長	井 原 和 彦 君
環境省福島地方 環境事務所 県中・県南支所 富岡分室支所長 補佐	飯 田 俊 也 君
環境省福島地方 環境事務所 県中・県南支所 富岡分室専門官	熊 本 洋 治 君

付議事件

1. 除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況について
2. 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

その他

開 会 (午前10時00分)

○議長（堀本典明君） 皆さん、改めましておはようございます。ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名であります。欠席議員はありません。説明のための出席者は、お手元に配付した名簿のとおり内閣府原子力災害現地対策本部、師田副本部長をはじめ、環境省福島地方環境事務所、関谷所長及び各担当者の皆さん並びに町長、両副町長、教育長、そのほか関係課長であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（山本育男君） 皆さん、おはようございます。議員の皆様にはお忙しい中、全員協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、内閣府原子力災害現地対策本部の師田副本部長、環境省福島地方環境事務所の関谷所長をはじめ、関係機関の皆様にもお忙しい中ご出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

本日の全員協議会の案件は、環境省から除染、解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況についての説明を受けるとともに、町からは6月定例会への提出を予定しております条例の一部改正案件の説明といたしまして、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての1件であります。それぞれの案件につきまして、詳しくは担当課長より説明させますが、環境省からの説明案件も含め、本町の復興再生を進める上で重要な案件でありますので、議員の皆様の忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） ありがとうございました。

次に、内閣府の師田副本部長、環境省の関谷所長からそれぞれご挨拶をいただきたいと思います。

なお、発言はお手元のマイクのボタンを押して、お願いいたします。

初めに、師田副本部長よりお願いいたします。

師田副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（師田晃彦君） 内閣府原子力災害現地対策本部副本部長、師田でございます。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から13年以上経過しても、いまだに避難生活が継続し、多大なるご不便をおかけしていることに、まず改めておわびを申し上げます。それから、本年3月の富岡町議会の選挙におきまして、ご当選されました議員の皆様に心よりお祝いを申し上げます。我々国としましても富岡町の復興再生に向けて、引き続き全力を尽くしてまいりますので、今後ともご指導、ご協力をいただきたく、どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、本年4月には、実に14年ぶりとなります夜の森公園での桜まつりに参加させていただきまし

た。夜の森地区を中心としました特定復興再生拠点区域の避難指示解除から1年が経過し、町内外から多くの方が集まる様子を拝見させていただきました。富岡町の着実な復興を実感させていただいたと思ってございます。一方で、帰還困難区域が残る小良ヶ浜、深谷地区の皆様からも早期の帰還を望む声をいただいていることも認識をしてございます。国としましては、本年2月に認定をしました富岡町特定帰還居住区域復興再生計画に基づきまして、一日も早い避難指示解除に向けて、町と連携して取り組んでまいります。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） ありがとうございました。

次に、関谷所長よりお願ひいたします。

関谷所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（関谷毅史君） 改めまして、おはようございます。環境省福島地方環境事務所所長の関谷でございます。

環境省からも改めまして東日本大震災及び原発事故以降、皆様におかけしておりますご負担、ご不便に改めておわびを申し上げます。また、先般の富岡町議会議員選挙におかれましてご当選された皆様に、改めて当選のお祝いを申し上げます。改めまして今後環境省といたしましても、議会の皆様方と一緒に、私どもの環境再生事業を通して富岡町の復興に力を尽くしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日お時間をいただきまして、環境省が進めております環境再生事業、除染、解体、あるいは中間貯蔵への輸送、そして特定廃棄物の処理に関する事業でございますけれども、それぞれ現在の状況を改めてご説明をさせていただきます。特に今年2月に計画認定されました特定帰還居住区域に関しては、これから除染、解体を進めていくというところでございますので、それに向けた今の状況について、この後資料を用いましてご説明をさせていただきます。どうぞ皆様方からの忌憚のないご意見、ご質問等よろしくお願ひいたします。今後とも環境省も事業の推進、そして復興に向けて、全力を尽くしてまいりますので、引き続きご指導よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） ありがとうございました。

次に、各自名簿順に所属と氏名のみの自己紹介をお願いいたします。内閣府、復興庁、環境省の順にお願いいたします。

樋本さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（樋本 諭君） 内閣府原子力災害現地対策本部総括班長の樋本でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 今泉さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官（今泉 亮君） 内閣府原子力被災者生活支援チームの今泉と申します。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 渡邊さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官補佐（渡邊 謙君） 内閣府原子力被災者生活支援チームの渡邊と申します。よろしくお願ひします。

○議長（堀本典明君） 金谷さん。

○復興庁移住・生環加速班参事官（金谷雅也君） 復興庁移住・生環加速班の金谷と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 成田さん、どうぞ。

○環境省福島地方環境事務所次長（成田浩司君） 環境省福島地方環境事務所次長の成田です。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 西川さん、どうぞ。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部調整官（西川絢子君） 環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部の西川と申します。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 中村さん、どうぞ。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） 環境省福島地方環境事務所環境再生課長をしております中村です。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 丸之内さん、どうぞ。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課専門官（丸之内美恵子君） 環境省福島地方環境事務所環境再生課の丸之内と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 小福田さん、どうぞ。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課廃棄物処理施設運営管理室室長（小福田大輔君） 環境省福島地方環境事務所で廃棄物処理施設運営管理室長をしております小福田と申します。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 野口さん、どうぞ。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（野口淳一郎君） 福島地方環境事務所仮置場対策課の野口と申します。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 太田さん、どうぞ。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課専門官（太田 勲君） 福島地方環境事務所仮置場対策課の太田でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） 三浦さん、どうぞ。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課企画官（三浦真一君） 環境省福島地方環境事務所輸送課の企画官をしております三浦と申します。今日はよろしくお願ひします。

○議長（堀本典明君） 矢吹さん、どうぞ

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課専門官（矢吹清美君） 環境省福島地方環境事務所中

間貯蔵部輸送課の矢吹です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 井原さん、どうぞ。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室支所長（井原和彦君） 県中・県南支所長の井原でございます。本日はよろしくお願ひします。

○議長（堀本典明君） 飯田さん、どうぞ。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室支所長補佐（飯田俊也君） 福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室の飯田と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 熊本さん、どうぞ。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室専門官（熊本洋治君） 環境省県中・県南支所富岡分室の熊本です。本日はよろしくお願ひします。

○議長（堀本典明君） ありがとうございました。

それでは、付議事件に入ります。付議事件1、除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況についての説明をお願ひいたします。

なお、説明は着座のままで結構です。

中村さん、お願いします。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） 環境省、中村でございます。改めまして、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

お手元の資料1を活用いたしまして説明させていただきますので、資料1、除染・解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況等についてを御覧いただけますでしょうか。お言葉賜りましたので、着座にてご説明させていただきます。

まず、1枚おめくりいただきまして、除染、解体工事の状況について私からご説明申し上げます。右肩2ページ、特定帰還居住区域、特定復興再生拠点区域等位置図を御覧いただけますでしょうか。釈迦に説法の部分がございますけれども、こちら今般の特定復興再生拠点区域及び今年2月に認定された特定帰還居住区域を併せて図としてお示しさせていただいているものでございます。今般の解除に向けて、除染及び解体を進めさせていただければと思ってございます。

なお、特定復興再生拠点区域につきまして、その外縁として線拠点、あるいは面拠点の外縁部分をこれまで除染、解体を進めさせてございまして、そうした箇所の大部分についても特定帰還居住区域に含まれるという構図になってございます。また、そのほかのところについても今後きちんと除染、解体を進めてまいりますほか、特定復興再生拠点区域外縁として除染、解体進めているところと併せて迅速な対応を進めていきたいと考えている次第でございます。

1枚おめくりいただけますでしょうか。右肩3ページでございます。改めまして全体方針を記載させていただいてございます。特定帰還居住区域における除染、解体につきまして、当該区域の一日も早い避難指示解除に向け、円滑に除染、解体を進められるよう、認定後迅速に準備を進めているとい

う状況になってございます。

まず、解体につきましては、ご希望される方にご申請いただく必要がございます。この点、計画認定2月16日になされて以降、直後から迅速に受付開始してございまして、対象になり得る方へのご案内ですとか、あるいは町の広報紙にも掲載させていただくななどによって、周知を図ってきているという状況でございます。6月11日現在、44件対応のご相談してございまして、このうち29件を引き続き相談しているところでございまして、一方で15件については相談の結果、必要な書類等整ったということで、正式に受付させていただいているところでございます。

なお、先ほども申し述べましたが、この数字のほかに特定復興再生拠点の外縁として既に解体を進めているところございますが、こちらはそれを含まない数字になってございます。

続きまして、工事の状況でございます。工事につきましては、特定帰還居住区域において除染、解体を進めるべく、その1工事という形で今般5月30日に契約を結びまして、来年の3月31日までの工期という形で事業を発注及び契約させていただいている状況でございます。受注者は、五洋建設になってございます。当初の発注仕様といたしましては、解体が50件、除染としては21ヘクタールという状況になってございます。こちらなお拠点分、あるいは拠点外縁分を含んでの実施を予定してございますが、計画認定後できるだけ迅速に入札公告を行って、その結果として契約しているという状況でございまして、あくまで当初発注の仕様でございますので、実際に除染の同意が進む、あるいは解体のご申請をいただいていく中で、より迅速にできるところあれば、当然に除染や解体を実施していくというつもりで取り組んでいきたいと考えてございます。また、繰り返しになって恐縮でございますが、拠点の外縁として、こちら後ほどご説明申し上げますが、既にできる限りの除染と解体を進めてございますが、一部未同意ですか、もしくは県道事業との調整がある部分等、引き続き実施が必要なところもございまして、そうした点につきましては並行して現在実施しております拠点のその6工事、奥村組が受注してございます工事で継続的に対応していきたいと思ってございまして、その点とうまく連携して、いずれにしても切れ目なく除染、解体工事が進むようにしてまいりたいと考えてございます。

続きまして、その下の記載でございますが、除染の同意取得でございます。同意取得につきましては、まず除染を実施する前に同意をいただく必要があるということで、その際に事前に建物の配置ですか土地の状況等調べさせていただく必要ございまして、関係人の方にご連絡しながら、事前調査を進めさせていただいている状況でございます。また、同意書案のできたところから順次既に関係人の方に個々にご連絡させていただいて、同意をいただいているという状況でございます。こちら既に拠点外縁としてご相談、同意させていただいているところに加え、新規での同意も頂戴させていただいているところでございます。いずれにいたしましても、迅速に除染の同意を進めまして、工事に取りかかってまいりたいと考えている次第でございます。

続きまして、右肩4ページ御覧いただけますでしょうか。特定復興再生拠点等の除染、解体の状況

につきまして、改めてご報告申し上げます。面拠点、点・線拠点部分につきましては、これまでご報告を申し上げておりますとおりおおむね除染完了してございます。また、点・線拠点外縁につきましては、先般ご迷惑おかげして、進捗遅れていた部分ございましたが、現在関係人未同意、あるいはどうしても同一敷地内に解体があって除染が進められない、関係人のご都合で進められない箇所もしくは県道事業の道路の拡幅工事等ある箇所との重複箇所を除いて、おおむね除染進んできてございます。引き続き町の皆様や県とも連携もしつつ、同意が得られ次第もしくは工事との調整ができ次第順次除染、解体をさらに進めてまいりたいと思ってございます。具体的な数字は翌ページでご説明申し上げます。また、除染が完了した後も当然に線量が高いところ等ありましたら現地の調査、あるいは線量の確認等させていただきながら、フォローアップ除染を実施して、線量の低減をさらに図ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、1枚おめくりいただけますでしょうか。右肩5ページでございます。今ほど申し上げました拠点の状況につきまして、改めて数字でお示し申し上げます。特定復興再生拠点区域内、いわゆる面拠点内につきましては、今般の4月1日をもって解体申請の受付を終了してございますが、前回3月にご報告した際から受付の終了に向けて、町のお力もお借りしながらご希望のところを確認した結果、申請も増えてございまして、現在968件のご申請をいただいてございます。解体はそのうち889件が完了している状況にございます。また、除染も4月30日時点で311ヘクタールまで完了して、おおむね進捗としては97%となってございます。同意の取得状況でございますが、1,520名のうち1,503名の方に同意をいただいてございます。引き続き関係人のご連絡先が分からぬといった方、あるいは対応をご検討いただいている方には積極的にアプローチしたり、もしくは町のお力を借りて関係人把握にも努め、同意を得られるように努めていきたいと考えてございます。

拠点の外縁の状況でございます。外縁の解体につきましても継続的に申請をいただいてございまして、現在122件のご申請をいただいてございまして、104件が完了している状況になってございます。また、除染につきましてご迷惑をおかけしてございましたが、現在関係人未同意ですとか県道事業との重複箇所を除いた箇所のうち、91%まで4月30日時点で完了してございます。さらに、残された箇所についてもできる限り迅速に対応を進めていきたいと思ってございます。一部やはり解体の関係でご申請含め、関係人のご都合による部分がどうしても残ってきてしまつてございますが、こうした箇所も関係の方のご都合つき次第迅速に進めていきたいと考えてございます。また、同意の取得状況でございますが、さらに現在のところ222名の方の同意を得られてございます。こちらにつきましても、関係の方の連絡先の把握もしくは今保留になっている方へのアプローチ等を進めて、同意をさらに進めていきたいと考えてございます。

除染、解体の進捗状況につきましては以上となります。

○議長（堀本典明君） ありがとうございました。

まず、ここで1の除染、解体工事の状況についてご説明いただきましたので、質疑を行いたいと思

います。質疑ございませんか。よろしいですか。

9番議員。

○9番（渡辺三男君） 除染、解体に関して今詳しい説明をいただきました。ありがとうございます。

夜の森地区も終わって、終了が近くなってきてるのかなと思うのですが、いよいよ小良ヶ浜、深谷に前年度中ぐらいから入っているわけですが、外縁関係、あと道路関係、墓地関係を解除した中で、大分数字が高かったということで、皆さん記憶にあるかと思うのですが、今度は宅地の除染が入ってきますので、当然帰る人も出てくるのだと思うのです。今ある住宅を残して戻るという人も中にはいると思いますし、これからは戻ることを前提にして除染、解体を進めるわけですから、どこまで線量を下げられるかが一番の問題なのかなと思うのです。やっぱり今までの解除の数値くらいまで下げてもらわないと、健康被害が心配で、戻る人がいなくなるという状況が生まれますので、その辺を環境省に強く要望したいのです。今までのやり方と同じやり方では、下げるのは限度があると思うのです。例えば森林といつても、宅地から20メートル、影響範囲にある森林、勾配のついている山であれば表土を剥いで、山砂をかぶせるということは不可能だと思うのです。ただ、平らな面であれば、当然そういうこともできると思うのです。今もう14年目に入っていますから、上の残置物を取れば、下の線量が上に吹き出してくるような状況が生まれるのかなと思うのです。そこにやっぱり抑えるために山砂を入れるとか、いろんな方法、環境省で技術的にあろうかと思うのです。そういう部分最大に利用していただいて、ちょっとでもやっぱり線量を下げていただかない戻る人も戻れないと。戻れないような除染、解体をやるのであれば、やっても意味がなくなってしまいますので、ぜひその辺線量が高いですので、お願ひしたいと思います。

あとは常に問題になるのはやっぱり木の問題だと思うのです。山林とかいぐねとか、いろんな呼び方がありますが、農地に生えている木は切れる、宅地のいぐねは切れないとか、20メートルの影響範囲にある山の木も切れないとか、それはそういう決まりであれば、それはそれでいいと思うのだけれども、それを切ることによって線量が下がるのであれば、当然私は切るべきだと思っているのです。その辺を今までと違った手法で、線量が高いですから、やっていかないと、多分今まで解除してきた数字は $0.6 \mu\text{Sv}$ 前後ですので、そこまでは下がり切れないと思うのです。それで、下がらなかつたら、あとはフォローアップということなのでしょうけれども、フォローアップは最後の手段で、例えばスポット的に本当にちょっとしたところが急に高くなっているというのであれば、それはフォローアップだと思うのですが、 $0.9 \mu\text{Sv}$ とか、 $1 \mu\text{Sv}$ とか、 $1.1 \mu\text{Sv}$ とか、それで一旦終わって、あとはフォローアップというのは私はあり得ないのではないかと思うものですから、その辺を十分心してかかっていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（堀本典明君） 中村さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり、まずは避難指示解除した上でご帰還いただくために除染、ある

いは解体を進めるという環境省としての考えでもございまして、ぜひお戻りいただけるようにできる限り線量低減を図っていきたいと考えている次第でございます。もちろん今まで行ってきた手法もある種これまでの知見を積み重ねた結果、できるだけ線量が下がるようにという観点でやってきているところございますが、当然今までやったから、こうであるということではなくて、線量が下がるための方法を一つ一つ考えていきたいと考えている次第でございます。森林につきましても、場所ごとにいろんな手法があるとは思ってございますし、おっしゃるとおり場所によってはただただ一部の堆積物除去だけでは線量が下がらないとかいうこともある可能性もございまして、その辺りは一つ一つの場所を見て、一番いい方法、あと同時に森林の機能劣化ですか、土砂の流出等もないような形できちんと対応を考えていきたいと思ってございます。

また、いわゆる樹木の伐採の関係では、やはりどうしても除染の支障、あるいは解体の支障になるときにそういう木を伐採をしていくというような形で対応している関係で、それぞれ場所によってうまく、結果的に伐採につながるケースとつながらないケースが発生してしまっている点は恐縮でございます。その辺り、結果として除染ができないようなことはないようにするというのが基本だと思ってございますので、線量を下げるために必要なことはやっていくとも考えてございます。一方で、ご地元のお声も聞きながら、また当然線量については今までの例えれば拠点ですとか、そういった状況も見ながらできるだけ下げていくということで、一つ一つの場所ごとによく検討して、また関係人やご地元の方ともご相談しながら進めなければと考えてございます。

○議長（堀本典明君） 9番議員。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。今までいろんな除染を見てきてますが、非常に環境省にはきれいな除染、ほかから見ても富岡町は一段と手を入れてやっていたいというなというのは分かりますが、一番はやっぱり線量下がるか下がらないかにかかっていますので、ぜひ線量を下げる手法で、いろんな壁はあると思いますが、中央とぶつかりながら、できるだけ線量下げる方法を考えいただければありがたいと思います。要望しておきます。

○議長（堀本典明君） そのほかご質問ございませんか。

4番議員。

○4番（佐藤啓憲君） ご説明いただき、ありがとうございます。

説明の中の数字でこの程度除染、解体終わっていますよ、進捗していますよという状況で確認させていただきましたが、地図上で見える化ということで、前回の特定復興再生拠点区域の除染の状況とかの場合に、ここまで除染が終わっています、あと線量もここまで下がっていますなんていう資料があったと思うのですが、ぜひそういうのをつけて、見える化をお願いしたいなと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（堀本典明君） 中村さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありが

とうございます。おっしゃるとおり、見える化をしていきたいとは思ってございまして、今回特定帰還居住区域についてはまさにこれから除染、解体を始めるといったタイミングで、あまり具体的なことはお示しできませんが、今後に向けて除染の進捗状況ですとか、より数字も含めて具体的に分かるような形で議会の皆様にもお示しできればと考えてございます。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

1番議員。

○1番（安藤正純君） まだスタートしたばかりだから、指摘とか、そういうたものはありません。ただ、これはあくまでもお願いなのですけれども、前の元請から新しい元請に替わりました。前の元請の工事とは連携していくとさっき答弁ありましたけれども、やはり今までのやり方を見ていると現場が遅れているのを環境省では気がついていないと。それが多々見受けられたので、できるだけ、これ3ページなんかを見ると工事進捗、発注というところは来年の3月31日まで50件解体、21ヘクタールと目標決まっていますので、また来年の3月の議会のときにまた進捗率が70%だとか80%だとか、まだ業者から上がってこないから分からないとか、以前のような答弁が上がってこないように、やはり現地確認、こういったものはきっちりやって、遅れているときは発破をかけたり、そういうふうにやれるようにしてください。

○議長（堀本典明君） 中村さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ありがとうございます。以前まさに線拠点の外縁の際に進捗、環境省の把握と管理が甘くて、その結果としてご迷惑をおかけした点、改めておわび申し上げます。おっしゃるとおりでございまして、今の受注者だからとか、次の受注者だからということではなく、環境省の取組としてきちんと進捗を今後も把握してまいりまして、状況を随時確認し、自分たち自身でも現場にも足を運んで確認させていただいて、進捗を随時議会の皆様にもご説明、ご報告できればと思ってございまして、結果として遅っていましたみたいなことがないように、その点気をつけてまいりたいと思ってございます。信頼を回復できるように努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） では、次に2、仮置場の状況についてのご説明をお願いいたします。

野口さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（野口淳一郎君） ありがとうございます。それでは、引き続きまして同じ資料の右肩7ページと書いてあるページを御覧いただければと思います。

まず、こちらの資料、地図上に着色してございます色と、右にある表の中の仮置場の名前のところに着色してある色を一致させてございますので、そのように見ていただければと思います。まず、順

々にいきますけれども、オレンジ色に着色してある松ノ前拠点というところでございます。こちら今現在もまだ作業中でございますけれども、今月末頃をめどに原状回復工事、作業そのものを終了しまして、順次終わったところから地権者様にも結果についてご報告、ご説明をして、順次返地をしていくという予定でございます。

続きまして、黄色の部分でございます。深谷2、3、4になりますけれども、こちら、ここに置いてございました遮蔽土を上の緑色に着色しております赤坂1に集約をしているというところでございますけれども、同じ工事でやっているということで、こちらも今月末頃に作業そのものを終了したいと思ってございます。

なお、こちら保管物大分なくなってまいったということもあって、令和7年度以降除染工事に着手するため、その準備として様々撤去ございますので、そういったものを今調整をしているというところでございます。

続きまして、緑色の部分でございます。緑色の部分の右のほう、赤坂1と書いてある部分は、先ほど申し上げた遮蔽土の集約を主にやっているところでございまして、こちらも作業そのものは今月末頃の終了予定と考えてございます。赤坂1の隣の松ノ前拠点外、こちらには原状回復のときに客土材として使おうと思ってございます土砂以外のものについては、順次欲しいというニーズがあるところに搬出などして、保管しているものをどんどん減らしていくというようなことをやっているというところでございます。

最後、赤色の部分でございますけれども、まず深谷国有林、こちらに除去土壤ですか解体廃棄物、こういったものを保管中でございますけれども、このうち除去土壤などについてはこちらの深谷国有林に入り切らない場合は、その1つ上ですけれども、赤坂2、深谷1、こういったところに置くことも想定しているというものでございます。

なお、この赤坂2、深谷1については、現在解体廃棄物などを保管しているというものでございます。

仮置場の現状としては以上になります。

○議長（堀本典明君） ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、仮置場の状況についてのご質問を承ります。ご質問ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） ないようですので、次、3、令和6年度の中間貯蔵施設への輸送状況についてご説明をお願いいたします。

三浦さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課企画官（三浦真一君） それでは、環境省輸送課の三浦より、令和6年度の中間貯蔵施設への輸送状況について説明をさせていただきます。

資料は、おめくりいただきまして、9番の資料を御覧ください。まず、こちらの黄色の枠について説明をさせていただきます。こちらが富岡町からの輸送の実績となっています。数値は6月6日時点の数値となっています。計画2万・に対しまして、1万3,070・の輸送となっています。

なお、最新の数字といたしまして、6月12日の輸送量は1万4,871・ということでございまして、計画に対しておよそ70%の順調な推移となってございます。このままの計画どおりに進めますと、7月の上旬には輸送を完了することができる状況となってございます。1日の通行車両台数は、約50から70台とさせていただいてございます。

この表の外枠のところの黒丸の1つ目が福島県全域の輸送の量となってございます。計画が29万5,000・の計画に対しまして、こちらでは9万8,654・、最新の数値、6月12日では11万7,760・と約40%の進捗となってございます。こちらも順調に計画どおり進んでいる状況となってございます。

続きまして、おめくりいただきまして10ページ目を御覧ください。こちらが輸送で使用させていただくルートでございます。緑の実線方向が実際に除去土壌を積んだ実車の方向となっていまして、点線のものが帰りの車の方向となっています。およそ15台のダンプが1日4回転から5回転いたしますので、このルートを安全に通行できるよう、誘導員の配置、それから運転手等の教育等努めてまいりたいと思います。

輸送課からの報告は以上となります。

○議長（堀本典明君） ありがとうございます。

それでは、3、令和6年度中間貯蔵施設への輸送状況についてご質問お願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） それでは、ないようですので、4の特定廃棄物埋立処分事業の状況等についてと特定廃棄物埋立情報館リップルンふくしまについてと一緒にご説明いただければと思います。

小福田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課廃棄物処理施設運営管理室室長（小福田大輔君） 私から特定廃棄物埋立処分事業、旧フクシマエコテッククリーンセンターの事業についてご説明させていただきます。

右肩12ページを御覧ください。処分場の中の輸送、埋立ての実績についてでございます。昨年の10月末に特定廃棄物の埋立処分自体は終了いたしまして、残りの4年間をかけまして双葉郡8町村の生活ごみ、不燃物埋立処分する計画としているところでございます。真ん中の表、そして左下の表は、これまでの累計の埋立数等々を表示しているところでございます。

左下の生活ごみの埋立量のところを御覧いただければと思いますが、昨年度、令和5年11月から今年3月までの累計で、実績で150袋生活ごみを埋め立てたところでございます。その隣、令和6年度につきましてはまだ数字は上がっておりませんが、これは後ほどご説明させていただきます。

右下、最新の埋立処分施設の状況でございまして、この上流側区画の状況と書かせてございますが、この区画の中にまさに生活ごみを埋め立てていくような計画をしているところでございます。

次おめくりいただきまして、13ページを御覧ください。まず、左半分のところをご説明させていただきます。生活ごみの不燃物につきましては、南部衛生センターから処分場まで持ってくることになるのですけれども、処分場まで持ってくるルートにつきましてはお隣橋葉町の地元の行政区等との調整がつきまして、富岡町内を走らないルートとさせていただきましたことになりました。そのルートは左下に掲示しているとおりでございます。輸送の数量につきましては、年間で300袋、一月平均で25袋という非常に少ない数量となっているところでございます。

また、右半分を御覧ください。前回の全員協議会でもご説明させていただきましたけれども、搬入した生活ごみについては専用の収納容器に詰め替える必要がございますけれども、詰め替える作業を処分場の中にあるテントを活用させていただいているところでございます。このテントを改造等をする必要がございましたので、4月、5月につきましては埋立てはやっていなかったのですけれども、テントの改造が5月の下旬に終了いたしまして、この中の詰め替えというのを5月下旬から開始したところでございます。埋立てについては、袋がある程度たまってから埋立てを行っていくことになりますので、実際には6月の6日頃に埋立てを10袋行ったところでございまして、今順調に作業が進んでいるところでございますので、6月からは順調に数字が上がってくる予定で考えているところでございます。

その次、右肩14ページを御覧ください。環境モニタリングでございます。特定廃棄物の埋立処分、運搬は終了いたしましたけれども、処分場の中に放射性物質に汚染されたものが埋まっているという状況には変わりはございませんので、継続して放射線等々のモニタリングというのは実施しているところでございます。真ん中の表はモニタリング、空間線量率のデータでございますけれども、特段大きな異常は見られないところでございます。その他の水質等々についても、これまで異常というのを見られていないというようなところでございます。

最後、さらにおめくりいただきまして、広報施設リップルンふくしまについてご説明いたします。右肩16ページを御覧ください。こちらにつきましては、リップルンふくしまにつきましても、引き続き我々で運営を継続していきたいなと考えているところでございます。このケースケース、16ページに掲載させている内容につきましては、今年度になってからのリップルンふくしまの取組として行った活動について掲載させていただいておりますので、ご参照いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

○議長（堀本典明君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件1、除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況についてを終わります。

ここで説明者の入替えのため、暫時休議いたします。

休 議 (午前10時41分)

再 開 (午前10時43分)

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

次に、付議事件2、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明を税務課長より求めます。

説明は着座のままで結構です。

税務課長。

○税務課長（大館衆司君） それでは、付議事件2、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

当条例改正案につきましては、6月4日に開催されました国民健康保険の運営協議会に諮問をし、原案どおり承認との答申をいただきましたので、本日の全員協議会において内容を説明させていただき、6月の定例会に上程する予定でございます。

内容につきましては、課長補佐よりご説明をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 課長補佐。

○税務課課長補佐（福島好邦君） それでは、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

本条例の改正案は、上位法の地方税法施行令の改正に伴うものと令和6年度国民健康保険税の税率算定に伴うものになります。上位法の地方税法施行令の改正に伴う改正では、本条例第2条で後期高齢者支援金分の課税限度額が22万円から24万円に引き上げられ、改正後の課税限度額が106万円となった点や本条例第23条で軽減判定の基準となる所得額が5割軽減で29万円から29万5,000円に、2割軽減で53万円から54万5,000円に減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しに伴う改正になります。

もう一つの令和6年度の国民健康保険税の税率の算定に伴う改正については、全員協議会資料2を御覧いただきたいと思います。国民健康保険税税率算定について、1の税率設定方針につきましては、昨年同様3方式を用いて税を算定し、低所得者の軽減についても所得額に応じた7割、5割、2割の軽減を行います。また、帰還困難区域以外の区域の600万円を超える上位所得世帯、住民税が未申告の世帯、避難指示区域以外からの転入世帯は通常課税となり、平成27年度までに避難指示等が解除された地域より転入した国保世帯は2分の1課税となります。

続いて、2の令和6年度の必要額の合計は3億8,020万5,461円で、昨年度に比べ医療一般分は556万

9,478円の増である一方、後期支援金は908万9,284円、介護納付金は260万1,690円とそれぞれ減であり、昨年度と比較し612万1,496円の減となっております。

続いて、3の課税基礎につきまして、①の医療、後期支援金分は国保加入者全員が対象となりますが、対前年度比で所得割課税基準額は2,935万5,519円の増額となる一方、被保険者数は減少しております。

2ページをお開きください。②の介護納付金でございますが、こちらは国保加入者のうち40歳から64歳までが対象となり、こちらは対前年度比で所得割課税基準額1億3,878万3,218円の減額になっております。

続いて、4の令和6年度国民健康保険税率について、右側の表が令和6年度の案となっております。令和6年度の保険税の必要額が減となることを踏まえ、令和6年度の案といたしまして、医療一般分については昨年度と同様とし、後期支援金分の所得割が2.3%、均等割及び平等割は昨年度と同様、介護納付分の所得割が2.5%、均等割及び平等割は昨年度と同様、1人当たりの調定額は9万8,093円、1世帯当たりの調定額は14万7,541円となっております。令和6年度の税率、税額は、保険税の必要額が減少したことから、全体的に減となっております。

なお、税率算定に当たっては、国保の被保険者数の減少の一方で、必要な医療費を総合的に勘案しながらバランスに配慮し、税率算定を行っております。

続いて、5の今後の国民健康保険税率算定についてでございます。令和6年度の必要額については、医療分で増加したものの、全体では減少となつたため、税率において増額を避けることができました。しかし、医療費が増加すれば、税率を上げる必要が出てきます。被保険者の負担を少しでも抑えていくため、引き続き医療費の抑制や国保制度の周知に努めてまいります。

3ページから5ページまでは条例改正文と新旧対照表となっておりますので、ご参照いただければと思います。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） ありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件2、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを終わります。

次に、その他に入ります。執行部から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 議員からは何かございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） なしということですので、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会といたします。

閉会 (午前10時49分)